## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年6月2日

世田谷区

### 1 業務概要

### (1)件名

令和5年度世田谷区地域公共交通計画策定支援業務委託

### (2)募集内容

令和6年度に予定している「世田谷区地域公共交通計画」の策定に向けて、公共交通の利用実態や利用者意識調査(アンケート)等を実施し、計画の具体的な方向性を検討したうえで、計画素案(たたき台)を作成する。

### (3)履行期限

契約の日から令和6年3月22日まで

ただし、原則として本業務を受託した者が継続して令和6年度業務も行うものとするが、令和6年度の契約については、前年度の履行内容が良好と認められること、 令和6年度予算が区議会で議決され配当されることを条件とする。

#### 2 参加資格

プロポーザルへの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

- (1)世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続き 開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基 づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6)平成30年度以降に、都道府県、政令指定都市又は都内区市において、地域公共 交通計画、地域公共交通網形成計画又はそれに準じた交通に係る計画の策定又 は改定に係る業務を受託し、完了した実績が1件以上あること。
- (7)提出された書類の記載事項に虚偽が無いこと。
- (8)予定する技術者のうち、以下のいずれかの資格を有する者が配置され、その能

力を遺憾なく発揮できること。

技術士(総合技術監理部門・都市計画及び地方計画)

技術士(建設部門・都市計画及び地方計画)

# 3 提案書の提出者を選定するための基準

区担当課は、参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

#### 4 提案書を特定するための基準

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、(5)参考見積書は、見積金額と 提案内容が妥当であるかを確認するためのものとする。

- (1)企業体制:業務実績、専門技術、人員体制
- (2)予定技術者実績:技術者資格、業務実績、地域精通度
- (3)業務計画:業務実施体制、工程計画
- (4)特定テーマに対する提案:業務実施方針、的確性、実現性、独創性、資料作成能力
- (5)参考見積書

# 5 手続等

(1)区担当課

道路・交通計画部 交通政策課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

二子玉川分庁舎A棟3階 A31窓口

電話番号 03-6432-7946(直通)

F A X 03-6432-7991

電子メール SEA01206@mb.city.setagaya.tokyo.jp(@は小文字にすること)

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

配布期間:令和5年6月2日(金)から令和5年6月16日(金)

### 配布場所及び方法

・区ホームページからダウンロード

世田谷区トップページ > 目次から探す > 区政情報 > 契約・入札情報

- > |発注情報 > |現在実施中のプロポーザル情報|
- ・上記(1)の窓口にて配布

(土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

(3)参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

受領期限:令和5年6月16日(金)午後5時まで(必着)

提出方法:郵送又は持参。電子メールでは受け付けない。

提出先:上記(1)区担当課

(4)企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

受領期限:令和5年7月21日(金)午後5時まで(必着) 提出方法:郵送又は持参。電子メールでは受け付けない。

提出先:上記(1)区担当課

## 6 その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金 免除
- (3)契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との 随意契約により締結する予定の有無無
- (5)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6)詳細は説明書による。